

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団定款

(昭和 46. 3. 25 設立認可) (昭和 48. 8. 3 変更認可) (昭和 49. 3. 23 変更認可) (昭和 50. 8. 14 変更認可)
(昭和 53. 7. 26 変更認可) (昭和 54. 3. 10 変更認可) (昭和 54. 12. 18 変更認可) (昭和 55. 9. 30 変更認可)
(昭和 56. 3. 31 変更認可) (昭和 63. 2. 1 変更認可) (平成 6. 8. 31 変更認可) (平成 8. 5. 27 変更認可)
(平成 10. 4. 3 変更認可) (平成 10. 11. 18 変更認可) (平成 16. 1. 8 変更認可) (平成 16. 11. 5 変更認可)
(平成 17. 10. 12 変更認可) (平成 18. 3. 22 変更認可) (平成 18. 9. 28 変更認可) (平成 19. 11. 30 変更認可)
(平成 22. 5. 11 変更認可) (平成 22. 10. 6 変更認可) (平成 23. 12. 15 変更認可) (平成 24. 12. 26 変更認可)
(平成 25. 2. 5 変更認可) (平成 25. 8. 28 変更認可) (平成 27. 2. 5 変更認可) (平成 27. 6. 17 変更認可)
(平成 27. 9. 3 変更認可) (平成 28. 1. 8 変更認可) (平成 28. 6. 9 変更認可) (平成 28. 7. 26 変更認可)
(平成 28. 12. 21 変更認可) (平成 29. 2. 15 変更認可) (平成 30. 6. 19 変更認可) (平成 30. 7. 24 変更認可)
(令和 1. 5. 13 変更認可) (令和 1. 10. 21 変更認可) (令和 2. 7. 21 変更認可) (令和 2. 8. 26 変更認可)
(令和 3. 1. 25 変更認可) (令和 3. 4. 14 変更認可) (令和 3. 12. 1 変更認可) (令和 4. 3. 23 変更認可)
(令和 4. 5. 26 変更認可) (令和 5. 2. 16 変更認可) (令和 5. 11. 16 変更認可) (令和 6. 7. 19 変更認可)
(令和 6. 9. 26 変更認可) (令和 7. 4. 11 変更認可) (令和 7. 4. 30 変更認可) (令和 7. 12. 1 変更認可)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営
- (ニ) 軽費老人ホームの経営
- (ホ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人福祉センターの経営
- (ニ) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ト) 老人介護支援センターの経営

- (チ) 障害福祉サービス事業の経営
- (リ) 移動支援事業の経営
- (ヌ) 地域活動支援センターの経営
- (ル) 生計困難者に対する支援相談事業の経営
- (ヲ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ワ) 特定相談支援事業の経営
- (カ) 障害児相談支援事業の経営
- (ヨ) 一般相談支援事業の経営
- (タ) 障害児通所支援事業の経営
- (レ) 子育て世帯訪問支援事業の経営
- (ソ) 児童育成支援拠点事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府箕面市白島三丁目5番50号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、外部委員2名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名の専務理事を置くことができる。

4 理事長以外の理事のうち、1名の常務理事を置くことができる。

5 第3項の専務理事、第4項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

6 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(会長及び顧問)

第23条 この法人に、会長及び顧問を置くことができる。

2 会長及び顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。

3 会長及び顧問は、理事会の同意を得て理事長がこれを委嘱する。

4 任期については、1年とする。ただし再任を妨げない。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第25条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第26条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金0円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第5章 理事会

（構成）

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
- (1) 介護員養成研修事業
 - (2) 地域包括支援センターの経営
 - (3) 介護予防支援事業
 - (4) 特定労働者派遣事業（地域包括支援センターその他の福祉施設への派遣に限る。）
 - (5) 産前・産後ホームヘルパー事業
 - (6) 介護予防事業
 - (7) 高齢者ごいっしょサービス事業

- (8) 自家用有償旅客運送事業
- (9) サービス管理責任者研修事業
- (10) 相談支援従事者研修事業
- (11) 茨木市多世代交流センター事業
- (12) 日中一時支援事業
- (13) 生活困窮者就労訓練事業
- (14) 地域公益事業
- (15) 企業主導型保育事業
- (16) 家族代理サービス事業
- (17) 訪問リハビリテーション事業
- (18) 訪問看護事業
- (19) 福祉サービス第三者評価調査者研修業務
- (20) 介護老人保健施設の運営
- (21) 通所リハビリテーション事業
- (22) 短期入所療養介護事業
- (23) 居宅介護支援事業
- (24) 日本語教育機関の経営
- (25) 介護福祉士養成施設の経営
- (26) 福祉人材育成のための奨学金等貸付等事業
- (27) 障害福祉センター施設の運営管理にかかる事業
- (28) 登録支援機関として行う特定技能外国人の支援事業
- (29) 職業紹介事業
- (30) 専修学校の経営
- (31) 自立準備ホームの受託事業
- (32) 『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』に基づく一時保護委託事業
- (33) 『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』に基づく一時保護委託事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解散

(解散)

第 4 1 条 この法人は、社会福祉法第 4 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	湯川	宏
理事	広瀬	樽治
〃	柴田	善守
〃	塚原	徳応
〃	酒井	翁右
〃	池田	正紀
〃	中田	久雄
〃	畑中	豊作

常務理事	中 井 利 作
監 事	鎌 田 庄 蔵
〃	中 西 博

第32条第2項に定める別表

1 土地

所在地	筆数	地目	地積(㎡)	摘要
大阪府堺市美原区平尾595番1	1	宅地	8595.58	美原荘敷地
大阪府茨木市南春日丘七丁目167番3	1	宅地	7660.44	春日丘荘敷地
大阪府茨木市南春日丘七丁目167番7	1	宅地	2710.65	春日丘荘敷地
大阪府四條畷市北出町226番9	1	宅地	2.44	四條畷荘敷地
大阪府四條畷市北出町176番11	1	学校用地	245.00	四條畷荘敷地
大阪府四條畷市北出町176番13	1	学校用地	268.00	四條畷荘敷地
大阪府四條畷市北出町176番15	1	学校用地	1002.00	四條畷荘敷地
大阪府四條畷市北出町176番18	1	宅地	4599.19	四條畷荘敷地
大阪府四條畷市北出町176番19	1	宅地	953.82	四條畷荘敷地
大阪府四條畷市北出町176番20	1	宅地	13.85	四條畷荘敷地
大阪府和泉市伏屋町三丁目202番33	1	宅地	8502.49	光明荘敷地
大阪府和泉市伏屋町三丁目202番34	1	宅地	4.82	光明荘敷地
大阪府高槻市郡家新町19番3	1	宅地	402.25	高槻荘敷地
大阪府高槻市郡家新町19番4	1	用悪水路	10.00	高槻荘敷地
大阪府高槻市郡家新町19番5	1	宅地	5941.55	高槻荘敷地
大阪府高槻市郡家新町555番5	1	用悪水路	67.00	高槻荘敷地
大阪府高槻市郡家新町19番8	1	宅地	780.02	高槻荘郡家テイクアウトセンター敷地
大阪府箕面市白島三丁目111番1	1	宅地	56.57	白島荘敷地
大阪府箕面市白島三丁目112番	1	宅地	286.70	白島荘敷地
大阪府箕面市白島三丁目113番1	1	宅地	251.77	白島荘敷地
大阪府箕面市白島三丁目114番1	1	宅地	256.95	白島荘敷地
大阪府箕面市白島三丁目118番6	1	宅地	21.92	白島荘敷地
大阪府箕面市白島三丁目119番	1	宅地	414.83	白島荘敷地
大阪府箕面市白島三丁目119番1	1	宅地	312.80	白島荘敷地
大阪府箕面市白島三丁目121番1	1	宅地	1416.14	白島荘敷地
大阪府箕面市白島三丁目121番4	1	雑種地	140.00	白島荘敷地
大阪府箕面市白島三丁目121番13	1	宅地	64.64	白島荘敷地
大阪府箕面市白島三丁目122番1	1	宅地	322.42	白島荘敷地
大阪府箕面市白島三丁目123番1	1	宅地	192.08	白島荘敷地
大阪府箕面市白島三丁目915番	1	宅地	634.43	白島荘敷地
大阪府東大阪市新上小阪385番1	1	宅地	3279.00	東大阪養護老人ホーム敷地
大阪府東大阪市上六万寺町1565番1	1	宅地	10004.39	OSJ工房よりそいの丘敷地
大阪府東大阪市六万寺町一丁目1590番3	1	山林	340.00	OSJ工房よりそいの丘敷地

所在地	筆数	地目	地積(m ²)	摘要
大阪府東大阪市六万寺町一丁目1590番11	1	山林	312.00	OSJ工房よりそいの丘敷地
大阪府東大阪市上六万寺町1599番1	1	宅地	896.53	OSJ工房よりそいの丘敷地
大阪府堺市美原区平尾2196番1	1	宅地	4765.58	和風荘敷地
大阪府豊中市新千里西町二丁目7番2	1	宅地	5034.78	豊寿荘敷地
大阪府池田市井口堂三丁目311番3	1	宅地	3303.42	万寿荘敷地
大阪府南河内郡河南町大字白木905番	1	宅地	6155.60	河南荘敷地

2 建物

所在	家屋番号	構造	面積(m ²)	摘要
大阪府堺市美原区平尾595番地1	595番1	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺3階建	5101.81	特別養護老人ホーム美原荘
同 附属建物 符号1		鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	360.79	寄宿舍
同 附属建物 符号3		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	12.33	ポンプ室
大阪府堺市美原区菅生1番地1	1番1	木造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき3階建	2796.25	特別養護老人ホーム美原荘「すごうの郷」
大阪府茨木市南春日丘七丁目167番地3	167番3	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	4029.70	特別養護老人ホーム春日丘荘
同 附属建物 符号4		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	1.80	集塵庫
同 附属建物 符号5		鉄骨造陸屋根平家建	36.00	養護院
同 附属建物 符号6		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	25.20	ポンプ室
同 附属建物 符号7		コンクリートブロック造スレート葺平家建	17.07	倉庫
同 附属建物 符号8		鉄骨造アルミニウム板葺2階建	337.12	養護院
大阪府茨木市南春日丘七丁目167番地7	167番7	鉄筋・鉄骨コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき3階建	2455.66	春日丘荘「彩の家」
大阪府四條畷市北出町176番18	176番18	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	8660.22	特別養護老人ホーム四條畷荘

所在	家屋番号	構造	面積(m ²)	摘要
大阪府和泉市伏屋町三丁目202番地33	202番33	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付2階建	5300.91	特別養護老人ホーム光明荘
大阪府高槻市郡家新町19番地5	19番5	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建	5035.12	特別養護老人ホーム高槻荘
同 附属建物 符号6		木造陸屋根3階建	1170.36	グループホーム高槻荘「ゆらら」
同 附属建物 符号7		コンクリートブロック造合金メッキ鋼板ぶき平家建	16.77	物置
大阪府高槻市郡家新町19番地8	19番8	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	483.28	高槻荘郡家デイサービスセンター
大阪府箕面市白島三丁目121番地1、111番地1、112番地、113番地1、114番地1、118番地6、119番地、119番地1、121番地4、121番地13、122番地1、123番地1、915番地	121番1の2	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	6099.21	特別養護老人ホーム白島荘、事務局、OSJ研修・研究センター
大阪府東大阪市上六万寺町1565番地1、1599番地1	1565番1	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建	2918.73	OSJ工房よりそいの丘
同 附属建物 符号1		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	164.25	寄宿舎
同 附属建物 符号2		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	36.33	ポンプ室
同 附属建物 符号3		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	12.65	電気室
大阪府東大阪市新上小阪385番地1	385番1	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	6424.29	東大阪養護老人ホーム
大阪府堺市美原区平尾2196番地1、2205番地1、595番地1	2196番1	鉄筋コンクリート造スレート葺5階建	3338.85	軽費老人ホーム(ケアハウス)和風荘

所在	家屋番号	構造	面積(m ²)	摘要
大阪府豊中市新千里西町 二丁目7番地2	7番2の2	鉄筋コンクリート造陸 屋根4階建	8056.02	特別養護老人ホーム 豊寿荘、豊寿荘ダイ サービスセンター 「ゆたか」、軽費老人 ホーム(ケアハウス) 豊寿荘
大阪府豊中市新千里南町 三丁目2番地122	2-122-1 ~2-122- 6	鉄筋コンクリート造陸 屋根地下1階付5階建	5104.15	永寿園とよなか

大阪府豊中市新千里南町三丁目2番地122における専有部分の建物の表示

建物名称	家屋番号	構造	面積(m ²)	摘要
建物名称1	新千里南町三丁目 2番地122の1	鉄筋コンクリート 造1階建	420.36のうち 10000分の 3354	1階事務室・厨房部分
建物名称1 符号1	新千里南町三丁目 2番地122の1	鉄筋コンクリート 造1階建	75.73のうち 10000分の 3354	1階浴室、トイレ部分
建物名称2	新千里南町三丁目 2番地122の2	鉄筋コンクリート 造1階建	50.02	1階ダイサービスセンタ 一部分
建物名称4	新千里南町三丁目 2番地122の4	鉄筋コンクリート 造1階建	1144.47	2階特別養護老人ホーム 部分
建物名称6	新千里南町三丁目 2番地122の6	鉄筋コンクリート 造1階建	635.28のうち 10000分の 3354	地下駐車場・会議室部分

大阪府池田市井口堂三丁 目311番地3	311番3	鉄筋コンクリート造陸 屋根3階建	1526.77	軽費老人ホーム万寿 荘
同 附属建物 符号1		鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	39.43	寄宿舎
同 附属建物 符号2		鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	72.87	寄宿舎
大阪府南河内郡河南町大 字白木905番地	905	鉄筋コンクリート造陸 屋根地下1階付3階建	2866.61	軽費老人ホーム河南 荘
同 附属建物 符号1		鉄筋コンクリート造陸 屋根3階建	179.02	寄宿舎
同 附属建物 符号2		鉄筋コンクリート造ス レート葺平家建	9.00	倉庫

所在	家屋番号	構造	面積(m ²)	摘要
同 附属建物 符号3		鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	11.43	電気室
大阪府豊中市走井三丁目 144番地	144番	鉄骨造陸屋根4階建	4087.86	障がい者支援施設み ずほおおぞら
同 附属建物 符号1		鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	11.52	集塵庫
大阪府豊中市走井三丁目 115番地、114番地	115番	鉄筋コンクリート造陸 屋根4階建	1198.94	みずほおおぞら生活 介護事業所みのり
同 附属建物 符号1		軽量鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	9.72	倉庫
同 附属建物 符号2		軽量鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	19.44	倉庫
同 附属建物 符号3		コンクリートブロック 造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	7.52	倉庫